

少年院講話を実施しています

法教育委員会第3部会

大阪弁護士会法教育委員会は、2014年度以降、子どもの権利委員会とともに少年院における授業を実施しています（少年院における授業の概要については月刊大阪弁護士会2015年3月号を御参照下さい）。

当初は大阪府内の3つの少年院のうち、交野女子学院と浪速少年院にて授業を実施していましたが、その後、和泉学園においても少年院講話を実施しています。同学園においては、2016年度から義務教育課程生（中学校在籍生）に対する「社会科」の一環として、中学3年生向けに法教育授業実施の依頼を受け、「18歳選挙権」や「公平」に関する授業を実施することになり、好評を頂いております。

そして、2017年度からは、前年度と同様に「社会科」の教科指導として、年間5回の法教育授業を実施することになりました。第1回（2017年6月）は「三権分立・選挙権」、第2回（同年8月）は「公平」、第3回（同年10月）は「消費者問題」をテーマに、それぞれ授業を行いました。

以下、本稿執筆時で既に終了している第2回、第3回を担当した講師からの感想等を紹介します。

* * * *

【第2回授業担当の飯田亮真委員】

私の担当回では、リスたちが暮らす村で、働きリス・年老いたリス・病気のリスたちが、集めたドングリをどのように分けるのが良いか、を考えてもらうという教材を使用し、「公平」「平等」をテーマとする授業を行いました。

授業の冒頭では、「平等」とは「みんな同じであること」「差別しないこと」といった答えに終わっていた生徒も、授業のなかで、たくさん働いて多くのドングリを集めてきた働きリスと、あまり働けない年老いたリスや病気のリスとが、全く同じ個数のドングリをもらえるのは平等か、という問いや、他方で成果に応じてドングリをもらえるとする働きリスは多くのドング

リをもらえるが、全く働けなかった病気リスにはドングリが与えられないのは平等か、といった問いを投げかけると、一步踏み込んで考えるようになり、授業の最後には、基本的には多数決で分け方を決めるべきだけれども、年老いたリスや病気のリスを保護する必要がある、といった結論に至りました。「平等」とは形式的平等のみならず実質的平等をも含意することや、多数決が民主主義であるが、個人の人権の侵害は許されないことも理解してくれたように思います。

生徒たちは、とても明るく、真剣に議論してくれましたし、平等の意義についても納得してくれたようで、とても実り多い授業になったと思います。

* * * *

【第3回授業担当の武野真一委員】

私の担当回では、社会科の教科指導の一環として、公民の教科書の「契約と消費生活」について、しっかり学んでもらうことを念頭に、「消費者問題」の授業を行ってきました。

主な内容としては、生徒達に、「契約」とはどういうものなのか、「約束」とはどう違うのかを、売買契約の事例を題材に考え、理解してもらった上で、「契約自由の原則」や当該原則を突き詰めた場合に生じる消費者問題について説明し、学んでもらいました。

もちろん、単に知識を習得してもらうだけではなく、生徒達が実生活の中で「契約」を締結する際に意識すべき考え方等も学んでもらえるように授業をしてきました。

授業を通して生徒達の関心は高く、最後には「契約」や「約束」について、生徒達自身が実際に悩んでいた質問が飛び交うなど、生徒達にとっても私自身にとっても有意義な授業になったと思います。

* * * *

今年度はこのあと2回の授業を実施する予定です。よりよい授業案の作成に向け、力を合わせたいと考えています。